六　前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類
七　その他参考となる事項を記載した書類

3　第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

（登録に関して必要な手続）

第三十一条　法第十条の四第一項（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の登録は、登録台帳（第十五号様式）に記帳して行う。（新設）

2　農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（検査員）

第三十一条の二　法第十条の四第一項第一号（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。（新設）

一　当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者
二　前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者

（検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準）

第三十一条の三　法第十条の四第一項第二号（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げるとおりとする。（新設）

一　植物の栽培地における検査　別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
二　消毒に関する検査　別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
三　遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査　別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
四　植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査　別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

（検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準）

第三十一条の四　法第十条の四第一項第三号（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。（新設）

（登録台帳の記載事項）

第三十一条の五　法第十条の四第二項第五号（法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。（新設）

一　検査業務の概要
二　登録検査機関が検査を行う区域
三　登録検査機関の全ての事務所（検査を行うものに限る。）の名称及び所在地の一覧

（登録検査機関の登録の更新）

第三十一条の六　第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中「書類」とあるのは、「書類（第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。（新設）